

学会等の設置に関する規程

平成 14 年 10 月 14 日制定

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 24 年 6 月 2 日改定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）定款第 4 条 1 号から 4 号に基づき、本会に学会を設置するために制定する。

(定義)

第 2 条 この規程でいう学会とは、前条に掲げた定款の目的を達成するための学会、研究会および及びこれに類する学術研究を目的とする組織をいう。

(承認)

第 3 条 この規程に従い学会の設立をしようとするものは、本会の承認をえなければならない。

2 承認は、設置審査会の審査の後、理事会の議決を経て、会長が承認する。

(承認基準)

第 4 条 前条により学会の設立承認をする場合、次の基準を満たしていなければならない。

- (1) 学問領域としての専門性と主体性、かつ社会性が認められること
- (2) 当該学会の活動により国民が利益を得られること
- (3) 構成員が当該学会の構成員にふさわしいこと

(学会の権利)

第 5 条 この規程により設立を承認された学会は、主体性をもった活動を保証されるとともに、本会から財政的支援を受けることができる。

2 学会の活動により生じた資産は当該学会に帰属する。ただし、次条に規定する本会からの委託研究によるものについては、本会に帰属する。

(学会の義務)

第 6 条 この規程により設立を承認された学会は、次に掲げる義務を負う。

- (1) 研究活動の情報の公開とその手段を備え、それを活用すること
- (2) 学会の当該する学際領域の振興に努力すること

- (3) 本会から研究の委託があった場合、それを受託すること
- 2 学会の活動を通じて社会及び本会に不利益を生じさせないこと。

(解散等)

第7条 学会は自主的に解散することができる。

2 本会は、前項のほか他下記の事由により学会の承認を取り消すことができる。

- (1) 学会が社会的、学問的役割を終えたと判断したとき
- (2) 学会がその活動において本規程の遵守を怠ったと判断したとき

(改廃等)

第8条 この規程の改廃は、本会理事会の議決による。

附 則

- 1 この規程は、平成14年10月14日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日に改定から施行する。
- 3 この規程は、平成24年6月2日に改定から施行する。